

公募型指名競争入札案件の公表（本文）

公募型指名競争入札(技術提案・交渉方式)を執行するので次のとおり公募します

令和4年8月18日
阪神国際港湾株式会社

工事(業務)名称	ポートアイランド(第2期)地区コンテナ南ふ頭再整備工事
工事(履行又は納入)場所	神戸市中央区港島9丁目(コンテナターミナル及び周辺用地)
工期(履行期間)	契約締結日の翌日から 令和8年3月31日 まで
工事(業務)概要	設計業務 1式 撤去造成工 約30ha(既設舗装・建築物等撤去、地盤高変更) 舗装工 約30ha(擁壁、排水、走行路版、照明灯など附属工有) コンテナクレーンレール基礎高上 約400m コンテナクレーン撤去 2基 附属施設 1式(洗浄場、修理場、リーファー、マリンハウス、ゲートハウスなど)
施工(履行)条件	<ul style="list-style-type: none">本工事区域は供用中のため、埠頭運営に影響のないよう借受者と施工方法・時期等を事前に協議すること施工中は安全対策に万全を期すこと本工事は供用バースを全面的に改良するものであり、高度な施工管理と柔軟な施工体制の確保が不可欠である
現場説明事項	本工事施工場所は「国際船舶・港湾保安法」による警備保安上、立入制限区域となっているため、一般の方は立入りできません
発注方式	特定建設工事共同企業体に発注する。 契約方式は技術提案・交渉方式の設計施工一括タイプ(詳細は添付説明書参照)
構成員の数	3社以上とし、最低出資比率は20%とする。
共同企業体の構成員に関する入札参加資格	
登録種目	直近の大阪市競争入札参加有資格者名簿または直近の神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ次の業種が登録されていること。 ◆業種： 大阪市の場合： 土木一式 神戸市の場合： 土木一般 (経営事項審査の総合評定値が1100点以上であること) ◎物件等級(総合評定値)に対する発注予定価格は大阪市・神戸市の基準を適用していません
その他	神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準ずるものを有すること。うち1社以上は神戸市内に本店を有するものであること。

共同企業体の代表者に関する条件に入札参加資格

<p>登 録 種 目</p>	<p>直近の大阪市競争入札参加有資格者名簿または直近の神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ次の業種が登録されていること。</p> <p>◆業種： 大阪市の場合： 土木一式 かつ 建築一式 神戸市の場合： 土木一般 かつ 建築一般</p> <p>(経営事項審査の総合評定値が共に1600点以上であること)</p> <p>◎物件等級(総合評定値)に対する発注予定価格は大阪市・神戸市の基準を適用していません</p>
<p>施 工 (業 務) 実 績</p>	<p>過去15年において、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること</p> <p>◆ ポートアイランド(2期)、六甲アイランド、神戸空港の造成工事、ふ頭用地の改良工事又は阪神港のコンテナバース改良工事の実績がある。(JVの場合は出資比率30%以上)</p> <p>≪契約書の写し及び設計図書・仕様書等、公募条件について確認出来る資料の写しを添付し、条件に係る箇所にラインマーカー等で図示すること≫</p>
<p>配置予定技術者 (現地着工時)</p>	<p>建設業法に係る次の監理技術者または主任技術者で、別紙「公募型指名競争入札案件の公表【共通事項】1-(4)①～⑤の条件を満たす者を配置できること</p> <p>◆配置予定技術者 土木工事業に係る上記資格</p> <p>※設計・工事(建築、設備)については、関係法令に基づく配置技術者を配置すること。</p> <p>※配置予定技術者調書の提出は不要(入札参加申請時)</p>
<p>特 例 監 理 技 術 者 置 配</p>	<p>本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は認めない。</p>
<p>最 低 制 限 価 格</p>	<p>なし</p>
<p>支 払 条 件</p>	<p>前払金あり(契約金額のうち、工事に係る金額の40%以内但し、上限あり。部分払(2回以内)、完成払</p>
<p>工 事 概 要 等 供</p>	<p>当該公募型指名競争入札案件の公表(本文)にPDFにて添付している「別記様式1 秘密保持誓約書」を提出のうえ、貸与する。また、「技術提案に関する質疑」についても併せて案内する。(詳細は添付説明書参照)</p>
<p>資 料 説 明 会</p>	<p>日程： 令和4年8月26日(金)15時から</p> <p>参加方法： 当該公募型指名競争入札案件の公表(本文)にPDFにて添付している「別記様式5 説明会参加申込書」を提出すること。(詳細は添付説明書参照)</p> <p>※Excel文書にてご入用の場合は下記契約・入札担当までご連絡ください。</p>
<p>入 札 説 明 事 項</p>	<p>別紙「公募型指名競争入札案件の公表【共通事項】(工事)」に記載</p> <p>◎必ずお読みください</p>

<p>入札参加申請書等の 交 付</p>	<p>◆《様式1》～《様式5》 当社ホームページからダウンロードを行ってください 「入札情報」⇒「各種様式ダウンロード」⇒「公募型指名競争入札案件 の公表【共通事項】(工事)」⇒各種様式 ◆《様式6》、《様式7》 当該公募型指名競争入札案件の公表(本文)にPDFにて添付していますので ダウンロードを行ってください ※Word文書にてご入用の場合は下記契約・入札担当までご連絡ください。</p>
<p>入札参加資格 審査資料</p>	<p>1.申請書類 ①公募型指名競争入札参加申請書【工事】 ※1 《様式1》 ②工事实績等調書 《様式2》 ③資本関係・人的関係等に関する調書 《様式5》 ④特定建設工事共同企業体入札参加審査申請書 《様式6》 ⑤特定建設工事共同企業体協定書 《様式7》</p> <p>※1 申請者は特定共同企業体名をご記載ください。 また連絡先担当者名欄に、氏名に加えて会社名もご記載ください。</p> <p>2.添付書類 ①建設業許可証明書の写し(発行日より3箇月以内のものに限る) 又は、建設業の許可について(通知)の写し(有効期限内に該当 すること) ◎登録を支店で行っている場合は別表の写しも添付のこと ②経営事項審査結果通知書の写し(直近の有効なもの) ③入札参加有資格者名簿情報(代表者及び構成員全社分) ◎大阪市ホームページ上に登録している「大阪市入札参加有資格者 名簿」の自社分を印刷したもの 又は神戸市工事請負競争入札参加の認定通知書の写し (IDとパスワードを黒塗りしてください)</p> <p>※代表者及び構成員それぞれに必要な申請書類及び添付書類については、 別紙「JV申請書類について」をご参照ください。</p>
<p>受 付 期 間</p>	<p>令和4年8月19日(金)から 令和4年9月2日(金)12時まで (休日を除く9時～12時、及び13時～17時 ※最終日除く) ◎郵送(簡易書留)でも可能。但し令和4年9月1日(木)までに必着のこと</p>
<p>受 付 場 所 (送 付 住 所)</p>	<p>下記「担当課」欄に記載の契約・入札担当まで (〒651-0087 神戸市中央区御幸通8-1-6-20F)</p>
<p>指 名 通 知</p>	<p>競争参加資格の指名通知書は令和4年9月5日(月)までに弊社より発送します なお、競争参加資格を認めなかった者については理由を付した通知書を同日 に交付します</p>
<p>現 場 見 学</p>	<p>日程: 令和4年9月8日(木)又は令和4年9月9日(金) ※ 日時は当社より指定する(日時変更不可)</p>
<p>担 当 課</p>	<p>契約・入札担当 : 経理部契約資金課 keiyaku@hanshinport.co.jp 設計担当 : 企画課及び設計課</p>

※ご応募(入札参加資格に関する審査)に関するご質問はメールにて承ります。上記記載の契約資金課メールアドレスまでお送りください。

説明書

阪神国際港湾株式会社の「ポートアイランド(第2期)地区コンテナ南ふ頭再整備工事」に係る公募型指名競争入札参加申請書及び技術提案書の提出、評価基準等については、公募型指名競争入札案件の公表(本文)に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公告日

令和4年8月18日

2. 工事概要

(1) 工事名

ポートアイランド(第2期)地区コンテナ南ふ頭再整備工事

(2) 契約方式

本工事は、技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプの工事であり、優先交渉権者として選定された者から提出された工事内訳書及び見積書、見積条件書等をもとに価格等交渉を行い阪神国際港湾株式会社が予定価格を決定、優先交渉権者が予定価格内の見積を提出した場合、契約を締結する。

優先交渉権者とは、本工事の公募入札参加資格要件を満たす者で、技術提案を行い、阪神国際港湾株式会社の審査により技術評価点が最も高かった者である。なお、優先交渉権者との価格等交渉又は契約が不成立となった場合は、次順位を交渉権者として同様の手続きを行う。

(3) 工事場所・内容・工期・概算数量等

場所 : 神戸市中央区港島9丁目(コンテナターミナル及び周辺用地)

内容 : 設計業務 1式

撤去造成工 約30ha(既設舗装・建築物等撤去、地盤高変更)

舗装工 約30ha(擁壁、排水、走行路版、照明灯など附属工有)

コンテナクレーンレール基礎嵩上 約400m

コンテナクレーン撤去 2基

附属施設 1式(洗浄場、修理場、リーファー、マシハウス、ゲートハウスなど)

工期 : 契約日の翌日から令和8年3月31日まで(又は提案短縮工期)

工事費 : 参考上限価格80億円(税込)

(4) 工事概要等の提供

公募型指名競争入札参加申請書提出前であっても、令和4年8月22日(月)から26日(金)の10時～12時及び13時～17時(26日は12時まで)に秘密保持誓約書(別記様式1)を提出(下記窓口に持参)すれば工事概要等を貸与する。なお、秘密保持誓約書の提出は、共同企業体の代表者となる予定の者(経営事項審査の総合評定値1600点以上、確認できる資料を持参すること)に限る。また、公募型指名競争入札参加申請を行わなかった場合は、9月9日(金)までに返却すること。

窓口 契約資金課 神戸市中央区御幸通8-1-6神戸国際会館20階

※8月29日(月)から8月31日(水)の10時～12時及び13時～17時も秘密保持誓約書を提出すれば工事概要等の貸与は行う。ただし、5.(1)資料説明会には参加できない。

3. スケジュール概要

項目	日程	備考
公募型指名競争入札参加申請書等提出期間	令和4年8月19日(金)から 令和4年9月2日(金)12時まで	休日を除く9時～12時及び13時～17時(最終日除く) 郵送(簡易書留)の場合は、 9月1日(木)必着
秘密保持誓約書及び説明会参加申込書提出期間	令和4年8月22日(月)から 令和4年8月26日(金)12時まで	10時～12時及び13時～17時(最終日除く)
資料説明会	令和4年8月26日(金)15時から	WEB配信(1時間程度)
質疑提出期限(1次)	令和4年9月2日(金)12時まで	令和4年9月7日(水)回答
指名通知	令和4年9月5日(月)	参加資格有無通知
現場見学	令和4年9月8日(木)または 令和4年9月9日(金)	日時指定(変更不可) 3名まで
質疑提出期限(2次)	令和4年9月15日(木)12時まで	令和4年9月22日(木)回答
技術提案書提出期限	令和4年10月14日(金)12時まで	
当社からの質疑	令和4年10月25日(火)	
質疑回答書提出期限	令和4年11月1日(火)12時まで	
選定結果通知	令和4年11月10日(木)	交渉権者及び順位通知
交渉、契約	令和5年2月末まで	

4. 技術提案・交渉方式に関する事項

(1) 技術提案書等

技術提案書は、別記様式 2 により競争参加者の責任において作成、提出を行うこと。また、作成及び提出に係る費用は競争参加者の負担し、技術提案書の返却は行わない。なお、技術提案提出時に工事概要で提示する内訳項目による参考見積額（別記様式 3）も提出すること（参考見積額は審査の対象とはしない）。なお、別記様式 3 については 2.（4）に示す工事概要等で提供する。

- ① 評価項目、評価点及び評価基準：別記様式 2 のとおり
- ② 提出期限：令和 4 年 10 月 14 日(金) 12 時まで(厳守)
- ③ 提出方法：下記アドレスまで PDF にて送付
経理部契約資金課 keiyaku@hanshinport.co.jp
原紙は、押印鑑(別記様式 4)を付して簡易書留にて、
令和 4 年 10 月 21 日(金)までに契約資金課必着

(2) 技術提案・交渉方式の仕組み

本工事の技術提案・交渉方式は、以下の方法により優先交渉権者を選定する方式とする。

- ① 技術評価点として、技術提案書の評価に応じて最大 100 点を付与する。
- ② 技術評価点により、優先交渉権者を選定する。

(3) 技術提案書等の審査

優先交渉権者を選定するため、技術提案書のみを審査し、各競争参加者の技術評価点を算出するものとする。

(4) 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案書等を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。技術評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。優先交渉権者として選定した者には書面により通知する。

それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨及び順位を同じく書面により通知する。また、次順位以降の交渉権者においては、当社が交渉開始を依頼するまでの期間にあつては書面により交渉権の辞退を申し出ることができる。なお、選定結果に関する問合せについては、技術評価点のみを開示することとし、その余の事項については回答を行わないものとする。

(5) 技術提案書等の履行に関する事項

技術提案書等は契約書に添付するものとし、交渉段階での確認又は契約後の調査結果や設計・施工の進捗等により採用が認められなかった項目を除いて履行しなければならず、業務計画書及び施工計画書等に反映させ、業務中及び業務完了時並びに工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。

(6) 価格等の交渉

優先交渉権者選定の後、優先交渉権者と以下の方法により価格等の交渉を行い、その結果に基づいて、阪神国際港湾株式会社は契約の予定価格を定める。

- ① 優先交渉権者は、工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）を提出するものとする。なお、阪神国際港湾株式会社は、必要に応じて見積書及び見積条件書等に関する資料についても適宜提出をさせることができるものとする。
- ② 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- ③ 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別等の内訳書ではなく、一式などの形式で価格等の交渉が成立した工種については、設計業務進捗後、内訳や見積等について協議を行う。
- ④ 上記②により価格等の交渉が成立した場合は、その内容に基づき、優先交渉権者が、上記①と同じ方法により交渉結果を踏まえた最終の見積書等を提出した上で、契約を締結する。
- ⑤ 上記②に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(7) 入札手続き完了の通知

優先交渉権者と契約を締結した場合は、次順位以降の交渉権者に対して、入札手続きが完了し、交渉権が無くなったことを書面により通知する。

(8) 価格等の交渉の不成立

- ① 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立と判断した場合、その旨を優先交渉権者に対し書面により通知する。
- ② 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、係る秘密情報を第三者に開示してはならない。
- ③ 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、4.(2)の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者になった旨を書面により通知し、当社との交渉の意思を確認した上で工事の契約締結及び価格等の交渉を行う。

5. その他特筆事項

(1) 資料説明会

8月26日(金)12時までに秘密保持誓約書を提出した者を対象に、同日15時からWEBにより資料説明会（以下「説明会」）を開催する。説明会の参加を希望する場合は、秘密保持誓約書とあわせて説明会参加申込書（別記様式5）を提出すること。なお、説明会では質問は受け付けず、質疑回答は5.(3)のとおりとする。

(2) 現場見学

参加資格要件を満たした者を対象に現場見学を実施する。日程は令和4年9月8日(木)又は9日(金)を予定しており、日時は当社から指定する(日時変更不可)。

(3) 技術提案に関する質疑

本件の技術提案作成のための質疑は当社に対して行うものとし、阪神港のコンテナターミナル関係者に問合せを行うことを禁ずる。当社が問合せの事実を把握した場合、本件技術提案への参加を認めない。

質疑回答については、公平を期すため全ての秘密保持誓約書を提出した者(公募型指名競争入札参加申請書に記載された連絡先 mail アドレス)へ一斉配信する。原則、提出された全文が配信されることを了承のうえ質疑を作成すること。技術提案に関する質疑事項に関しては令和4年9月15日(木)まで受付ける。質疑は別記様式6を用いること(別記様式6については2.(4)に示す工事概要等で提供する)。

なお、質疑回答は令和4年9月22日(木)に行う(9月2日12時までに受付けたものは9月7日回答)。

また、技術提案書に対する当社からの質疑があれば提案者に対して、令和4年10月25日(火)に質疑を送付する。質疑回答期限は令和4年11月1日(火)12時とする。

—以上—

別記様式 1

秘密保持誓約書

_____ (以下「甲」という。)は、阪神国際港湾株式会社 (以下「乙」という。)が実施する「ポートアイランド(第2期)地区コンテナ南ふ頭再整備工事」(以下「本工事」という。)の技術提案に関し、以下の通り秘密保持を誓約する。

(資料の貸与)

第1条 乙が、甲から本誓約書が提出されるのと引き換えに、本工事に関する工事概要等の資料を甲に貸与するものとし、当該資料に記載されている情報 (以下「本情報」という。)は全て秘密とする。

(開示制限)

第2条 甲は、本情報を、甲の役員・社員及び共同企業体の役員・社員のうち、本工事に関与する必要最小限度の範囲内の者にのみ開示するものとし、その他の者に開示してはならない。

2 前項において、甲は、開示する者に対して、本誓約により負うのと同等の秘密保持義務を課すものとし、その履行に関し一切の責任を負う。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲は、本情報を、本工事の技術提案のために必要な限りにおいて使用するものとし、技術提案以外の目的で使用してはならず、本情報を複製する場合であっても、技術提案のために必要最小限の範囲に留めるものとする。

(消去義務)

第4条 甲は、本工事の入札参加資格申請を行わなかった場合、技術提案への参加辞退を表明した場合、又は参加を表明して技術提案を行ったものの交渉権が無くなった場合には、それらの事由が発生した後1週間以内に、乙から貸与されたDVDの返却、乙から電子的に提供されたデータの消去、並びに既設情報を印字した印刷物の廃棄を行うなどによって、本情報のすべて (複製したものを含む。)を消去する。

2 甲は、前項における消去又は廃棄を行った場合、その完了後1週間以内に、その旨を書面にて乙に報告する。

(損害賠償)

第5条 甲は、甲又は共同企業体の構成員が本誓約に違反したことにより乙に損害が生じた場合には、乙に対し、その損害を賠償する責任を負う。

令和 4 年 月 日

甲 (所在地) _____
(会社名) _____
(代表者名) _____ 印

技術提案書作成に関する基本・留意事項及び評価基準

1. 基本事項

・記載必須事項は下記 3 点です。

- (1) 会社（共同企業体）名
- (2) 申請工事名
- (3) 技術的所見、技術提案等

評価項目① 供用中のコンテナターミナル内での複数施設多段階施工の工程管理、工期短縮の方法、コスト削減の方法等

② 供用中のコンテナターミナル内外での荷役機械や運搬車両と工事関係車両との輻輳を踏まえた安全性（SOLAS区域の港湾保安含む）の確保

③ 埋立地における大規模舗装、建物等荷役関連施設配置に係る施工管理

- ・技術提案書は A4 サイズ 6 ページ以内（図表等を含む）とし、A3 サイズは A4 サイズ 2 ページ分として扱います。
- ・文字サイズは 10 ポイント以上を使用してください。附則的に図表等に用いる場合は除きますが、極端に小さい文字サイズは使用しないでください。また、判読困難な極端に小さい文字サイズを使用している場合は評価対象外又は最低評価とすることがあります。
- ・技術提案書の余白は上下左右 20mm 以上としてください。

2. 留意事項

- ・記載内容が制限枚数を超えた場合、超えたページの記載内容については評価を行いません。
- ・技術提案の各項目において、共通の提案内容を記載された場合は 1 項目の未評価を行い、他の項目は重複して評価は行いません。

3. 評価基準

- ・技術提案項目評価及び採点は下表の通りとし、各評価項目で複数採点者の採点を平均した得点をもって技術提案の順位を評価します。

評価	評価基準	評価項目①	評価項目②	評価項目③
S	特性に的確に対応する極めて有効な内容の場合	60	20	20
A	特性に考慮した大きな効果が期待できる内容の場合	45	15	15
B	特性に考慮した効果が期待できる内容の場合	30	10	10
C	一般的な内容又は効果が低い内容のみの場合	15	5	5
—	無記入及び不要又は実現困難な内容の場合	0	0	0

【作成様式サンプル】※指定様式ではありません。

会社（共同企業体）名	〇〇〇〇株式会社
申請工事名	〇〇〇〇工事
テーマ①：〇〇〇〇 （提案内容）〇〇〇〇	
テーマ②：〇〇〇〇 （提案内容）〇〇〇〇	
テーマ③：〇〇〇〇 （提案内容）〇〇〇〇	
以上	

阪神国際港湾株式会社
代表取締役社長 あて

提案者 団体名及び代表者氏名
所在地

法人・団体名
代表者役職
代表者氏名

㊞

技術提案書の提出について

下記工事について技術提案書を提出いたします。

記

1. 件名

ポートアイランド(第2期) 地区コンテナ南ふ頭再整備工事

2. 提案者情報

法人・団体名	
所在地	
担当部署	
担当者名	
E-MAIL	
TEL	

説明会参加申込書

8月26日(金)15時より開催のWEB配信による資料説明会に関して参加いたしたく申請します。

記

1	法人・団体名	
	担当部署	
	担当者名	
	E-mail	
	TEL	
2	法人・団体名	
	担当部署	
	担当者名	
	E-mail	
	TEL	

- ※ 秘密保持誓約書に従い、資料説明会の開示範囲については留意すること
- ※ 申込書では2名までの記載となっているが、視聴人数の制限ではない
- ※ Microsoft Teamsを使用したWEB配信を予定しており、上記E-mailへアナウンスを行う
- ※ 資料説明会において質疑は受け付けない（説明書 5. (3) 質疑事項のとおり）
- ※ 資料説明会のレコーディング等は禁止しない

様式 6

特定建設工事共同企業体入札参加審査申請書

1. 工事名

.....

2. 共同企業体

事務所所在地

.....

名 称

.....

代表者氏名

..... (印)

3. 構成員(代表者を含む)

(代表者)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

(構成員)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

4. 構成員の出資割合

	商号	出資割合 (%)
代表者		
構成員		

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 共同企業体は次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 阪神国際港湾株式会社発注に係る

(工種)

(当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)

の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 共同企業体は、.....

特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....

.....に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第4条 当企業体は、令和.....年.....月.....日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

(代表者)

所在地

商号

所在地

商号

所在地

商号

所在地
商号

所在地
商号

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は建設工事の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

.....%
.....%
.....%
.....%
.....%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、.....銀行.....支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

.....外.....社は、以上のとおり
.....特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1 通は阪神国際港湾株式会社に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体

(代表者)

所在地

商号

代表者氏名

印

(構成員)

所在地

商号

代表者氏名

印

所在地

商号

代表者氏名

印

所在地

商号

代表者氏名

印

所在地

商号

代表者氏名

印

JV 申請書類について

代表者・構成員、必要な資料は以下のとおりとなっております。

申請書類① 様式 1 ○○・○○特定建設工事共同企業体 代表者の⑨

申請書類② 様式 2 代表者です。

申請書類③ 様式 5 代表者・構成員それぞれ必要です。

添付書類① 建設業許可証明書の写し（発効日より 3 箇月以内のものに限る）

建設業の許可について(通知)の写し（有効期間に該当する事）

建設業許可申請書別表の写し（支店登録の場合）

代表者・構成員それぞれ必要です。

添付書類② 経営事項審査結果通知書の写し（直近の有効なもの）

代表者・構成員それぞれ必要です。

添付資料③ 入札参加有資格者名簿情報

代表者・構成員それぞれ必要です。